

○盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成13年3月9日議会告示第1号

改正

平成20年3月12日議会告示第1号

平成22年3月29日議会告示第1号

平成25年2月28日議会告示第1号

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成20年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(交付の辞退)

第2条 条例第2条ただし書の規定による政務活動費の交付の辞退の届出は、政務活動費交付辞退届出書により行うものとする。

2 議員は、前項の辞退の届出をした後に、当該辞退の事由の消滅により政務活動費の交付を希望する場合には、政務活動費交付届出書によりその旨を市長に届け出るものとする。

(収支報告書)

第3条 条例第5条第1項の報告書は、政務活動費収支報告書とする。

(収支報告書等の閲覧)

第4条 条例第9条第1項の規定による収支報告書等の閲覧の請求は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。

2 前項に規定する請求は、口頭により行うものとする。

3 条例第9条第1項の閲覧は、議会事務局において、執務時間中にしなければならない。

4 収支報告書等は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

5 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆の行為をしてはならない。

6 収支報告書等を謄写する場合は、筆記によりこれを行うものとし、複写機、写真機等を使用してはならない。

7 議長は、前4項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することがある。

附 則

この規程は、条例の施行の日（平成13年4月1日）から施行する。

附 則（平成20年議会告示第1号）

この告示は、条例の施行の日（平成20年4月1日）から施行する。

附 則（平成22年議会告示第1号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年議会告示第1号）

この告示は、平成25年3月1日から施行する。